令和８年１０月

お客様各位

利根郡信用金庫

「未利用口座管理手数料」の適用対象口座の変更および預金規定改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和２年１０月１日以降に開設された口座を対象に「未利用口座管理手数料」を適用しておりますが、令和２年９月３０日以前に開設された口座にも適用させていただくこととといたしました。

この度の改定は、長期間利用されていない口座の取引再開と当該口座の不正利用の防止を目的として実施するものであり、通常の入出金や口座振替等でお取引されているお客様の普通預金口座、貯蓄預金口座は対象となることはありません。

当金庫では、今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更日（適用開始日）
令和８年１２月１日（火）

2.「未利用口座管理手数料」適用対象口座

	対象口座	基準日
変更前	令和 2 年 10 月 1 日以降に開設された口座	令和 2 年 10 月 1 日
変更後	令和 2 年 10 月 1 日以降に開設された口座	令和 2 年 10 月 1 日
	令和 2 年 9 月 30 日以前に開設された口座	令和 8 年 12 月 1 日

3.「未利用口座管理手数料」の対象となる口座

対象預金口座の種類	普通預金口座（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金口座
未利用となる口座	・最後のお預け入れまたは払戻し（預金口座のお利息の入金、本件手数料の引き落としを除きます。）から２年以上、お預け入れまたは払戻しがない口座。 ・紛失、盗難などによりご利用が停止されている口座。
対象外となる口座	・預金残高が 10,000 円以上の口座。 ・同一店舗で、定期預金、積立定期預金、定期積金、投資信託、国債等のお取引がある場合。 ・同一店舗でお借入れがある場合（カードローンを含みます）。
手数料金額	年間１，３２０円（税込）
未利用口座に対する取扱い	・未利用となる口座に該当した場合、事前に当金庫へお届けのご住所宛に文書にてご案内いたします（ご案内が延着または到着しなかったときでも、通常到着すべき時に到着したものとみなします）。 ・ご案内後、一定期間（約 2 ケ月）を経過してもお取引がない場合、本手数料を引き落としさせていただきます。 ・残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しができなかった場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。なお、未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。

4. 預金規定の改定について

改定日：令和８年１２月１日（火）

（1）普通預金規定（無利息型普通預金を含む）

新	旧
普通預金規定（無利息型普通預金を含む） ～略～ ７．（手数料の取扱い） （１）未利用口座管理手数料 ①（削除）普通預金口座（無利息型普通預金を含む）は、最後のお預け入れまたは払戻し等による口座残高の変動（なお、該当口座のお利息の元本への組入れ及び未利用口座管理手数料の引落しは除くものとします。）から２年以上、一度もお預け入れまたは払戻し等による口座残高の変動がない口座を未利用口座として取扱います（総合口座を含みます）。また、未利用口座のうち、通帳等の盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も未利用口座として取扱います。 ～略～ （令和８年１２月１日現在）	普通預金規定（無利息型普通預金を含む） ～略～ ７．（手数料の取扱い） （１）未利用口座管理手数料 ①令和２年１０月１日以降に開設された普通預金口座（無利息型普通預金を含む）は、最後のお預け入れまたは払戻し等による口座残高の変動（なお、該当口座のお利息の元本への組入れ及び未利用口座管理手数料の引落しは除くものとします。）から２年以上、一度もお預け入れまたは払戻し等による口座残高の変動がない口座を未利用口座として取扱います（総合口座を含みます）。また、未利用口座のうち、通帳等の盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も未利用口座として取扱います。 ～略～ （令和２年１０月１日現在）

（2）貯蓄預金規定

新	旧
貯蓄預金規定 ～略～ ７．（手数料の取扱い） （１）未利用口座管理手数料 ①（削除）貯蓄預金口座は、最後のお預け入れまたは払戻し等による口座残高の変動（なお、該当口座のお利息の元本への組入れ及び未利用口座管理手数料の引落しは除くものとします。）から２年以上、一度もお預け入れまたは払戻し等による口座残高の変動がない口座を未利用口座として取扱います。また、未利用口座のうち、通帳等の盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も未利用口座として取扱います。 ～略～ （令和８年１２月１日現在）	貯蓄預金規定 ～略～ ７．（手数料の取扱い） （１）未利用口座管理手数料 ①令和２年１０月１日以降に開設された貯蓄預金口座は、最後のお預け入れまたは払戻し等による口座残高の変動（なお、該当口座のお利息の元本への組入れ及び未利用口座管理手数料の引落しは除くものとします。）から２年以上、一度もお預け入れまたは払戻し等による口座残高の変動がない口座を未利用口座として取扱います。また、未利用口座のうち、通帳等の盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も未利用口座として取扱います。 ～略～ （令和２年１０月１日現在）

以　上